

守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会 答申
守口市地域コミュニティ拠点施設の基本計画及び運営に係る意見書

平成 25 年 12 月 24 日

守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会

目 次

1. 前提条件等の整理	2
(1) まちづくりの推進について.....	2
(2) 地域コミュニティの形成・発展について.....	2
(3) 地域社会への貢献.....	2
2. 地域コミュニティ拠点施設のあり方	3
(1) 地域コミュニティ拠点施設の意義.....	3
(2) 地域コミュニティ拠点施設の基本理念.....	3
(3) 地域コミュニティ拠点施設の基本的な役割・機能.....	4
(4) 地域コミュニティ拠点施設の配置の考え方.....	5
3. 地域コミュニティ拠点施設の管理運営	6
(1) 管理方針.....	6
(2) 運営方針.....	6
(3) 運営ルールの設定.....	7
4. 整備の進め方	8
(1) 施設整備の推進.....	8
(2) 既存公共施設の活用.....	8
(3) (仮称) 運営協議会の設立.....	8
(4) (仮称) 地域館等によるネットワークの形成.....	9
5. 実現に向けた配慮事項	10
(1) 施設づくりでの配慮～ハコづくりからソフト充実へ～.....	10
(2) 地域人材等の活用～地域の人材や資源の発掘と活用～.....	10
(3) (仮称) 地域館等の充実～地域ネットワークづくり～.....	10
(4) 行政の役割～協働型まちづくりの推進～.....	11
参 考	12
(1) 検討懇話会の実施状況.....	12
(2) 地域コミュニティ拠点施設検討懇話会 委員.....	12

1. 前提条件等の整理

地域コミュニティ拠点施設の整備及び管理運営に関して、第五次守口市総合基本計画の将来都市像“育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口”を実現するため、本市の地域特性や市民意識調査結果、団体ヒアリング結果及び人口の動向、財政見通しなどを踏まえ、前提条件と方向性を整理した。

(1) まちづくりの推進について

地域コミュニティ拠点施設は、本市の将来都市像を見据えたまちづくりの実現に向けて、人口減少・少子高齢社会への対応、人と人とのつながりが薄れつつある状況下での地域のあり方や協働型社会の進展を考慮しつつ、まちづくりの推進に寄与することが求められる。

【方向性】

- ① 人口減少や少子高齢社会のまちづくりに対応すること
- ② 人と人とのつながりを深め、地域活動の活性化に資すること
- ③ 市民参加・協働を促進すること

(2) 地域コミュニティの形成・発展について

地域コミュニティ拠点施設は、地域コミュニティの形成・発展を通じ、地域の人々や団体による自主的なまちづくりを支援することが求められる。

また、地域のさまざまな人々に居場所や活動機会を提供することにより、生きがい形成や地域の魅力創出・活性化に向けた事業が展開されることを期待する。

【方向性】

- ① 地域を中心に市民や団体のさまざまな交流やネットワーク形成を促進すること
- ② 施設・事業において企画などのすべての段階で市民や団体が参加・参画できること
- ③ 生きがいづくり、子育て支援、防災支援などの多様な地域ニーズに対応できること

(3) 地域社会への貢献

地域コミュニティ拠点施設は、地域の人々が気軽に立ち寄り、交流することができ、地域の誇りとなり、地域に愛される施設をめざすことが求められる。

【方向性】

- ① 地域の人々に愛され、末永く利用される施設であること
- ② 誰もが気軽に立ち寄れ、利用できる施設であること
- ③ 地域特性や歴史・文化に配慮した施設であること

2. 地域コミュニティ拠点施設のあり方

地域コミュニティ拠点施設に関する前提条件を受け、地域コミュニティ拠点施設の意義、基本理念、役割・機能、配置の考え方をまとめた。

(1) 地域コミュニティ拠点施設の意義

地域コミュニティを、「日常生活やコミュニケーションなどにおいて、人々のつながりや交流のあるまとまり・集団」ととらえる。

地域コミュニティには、血縁・地縁を中心とする「近隣レベル」から、中学校区などの「中間レベル」、市域全体を包括した「全市レベル」まで多様な範囲があり、その課題も少子高齢化や大規模災害への対応など多様化・高度化してきている。

地域コミュニティ拠点施設は、地域の人々のつながりや交流を深め、自らが中心となって地域課題等に積極的に取り組む意欲を高揚することなど「地域力」の向上をめざす施設であり、地域コミュニティの活性化や再生などに関して総合的・横断的に相談や支援を行うことができるよう、「広域レベル（中間レベル～全市レベル）」での施設整備が望まれる。

(2) 地域コミュニティ拠点施設の基本理念

地域コミュニティ拠点施設の基本理念は、次のように考えられる。

① 地域における交流やネットワークの形成

誰もが、気軽に立ち寄り、つながり、交流できる空間、利用者や団体などの相互の交流やネットワークが自然に生まれるような場となることをめざす。

② 地域主体のまちづくりの推進

市民参画によるさまざまなまちづくり活動の促進などにより、本市の協働のまちづくりの推進拠点、地域主体・地域発のまちづくりが生まれ育つ拠点をめざす。

③ 地域コミュニティを担う人材等の発掘と育成

市民主体の管理運営などにより、地域コミュニティの育成・発展に資する人材や資源の発掘と養成をめざす。

④ 防災まちづくりの推進

災害時の情報拠点や災害ボランティア活動拠点などを整備することにより、地域防災リーダーの養成や自主防災グループ活動の充実への寄与をめざす。

⑤ 地域文化の継承・発展

周辺環境との調和を図りつつ、地域の歴史・文化の継承・発展や地域への愛着の高揚への寄与をめざす。

⑥ 持続可能な施設整備と管理運営

資源の有効利用やエネルギーの自給率向上を図りつつ、バリアフリー化等に

よる安全・安心の施設づくりや、平等性・開放性・透明性を重視した施設運営をめざす。

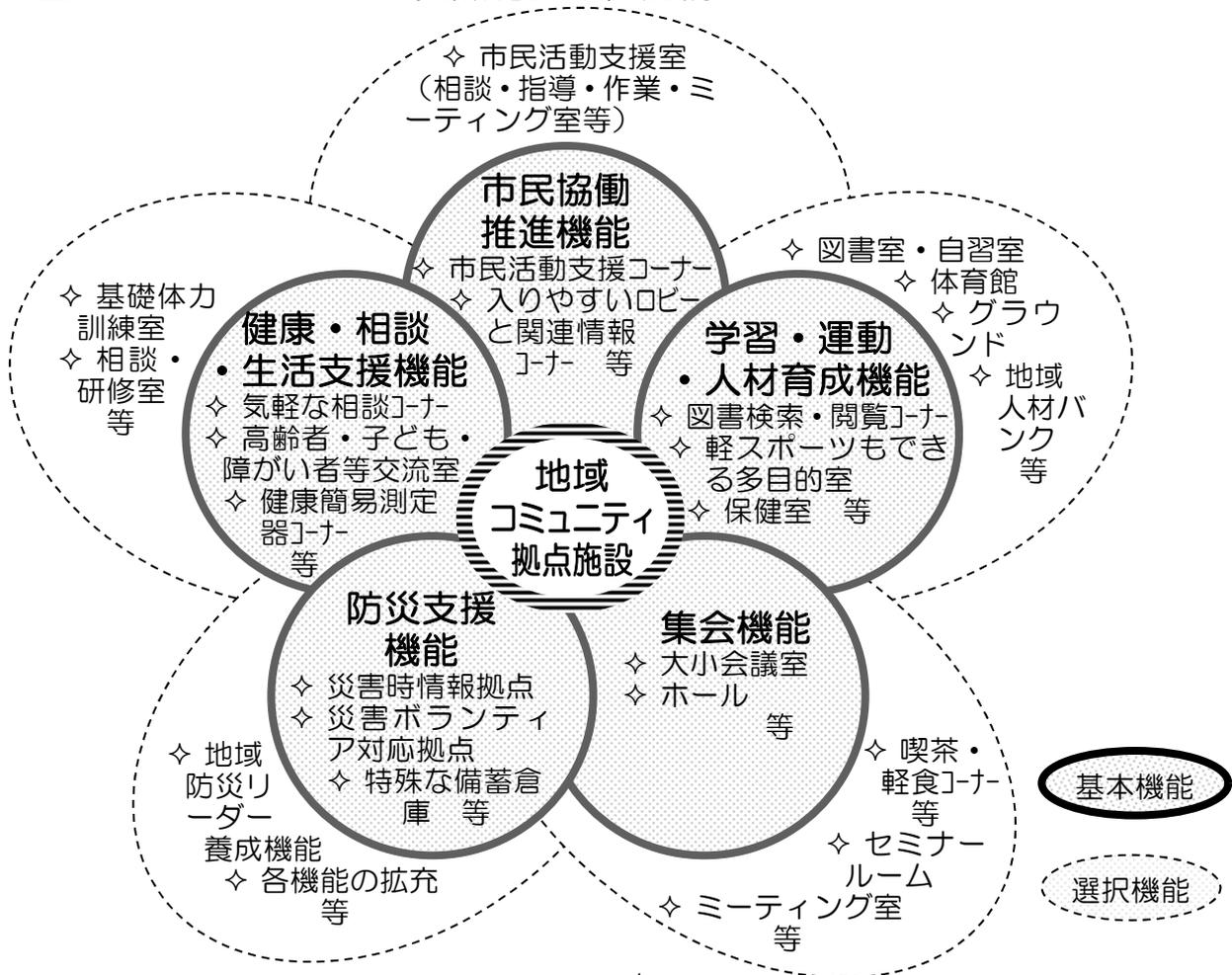
(3) 地域コミュニティ拠点施設の基本的な役割・機能

地域コミュニティ拠点施設は、意義や基本理念を受け、次のような基本的な役割を担うことが望まれる。

- ① 近隣レベルを含む、多様な地域コミュニティの育成・発展に資する
- ② 福祉・健康、教育・文化などの特定の分野に偏らない多機能を担う
- ③ 地域住民に愛される施設となるよう、地域特性や地域特有のニーズを積極的に取り入れ、地域課題の解決に資する
- ④ 地域コミュニティの中核となる人材、団体間の交流・協力を促すコーディネーターなどを養成し、地域活動の支援に資する
- ⑤ まちづくりに寄与する他の施設と連携し、これらのネットワークの中核となる

また、地域住民の意向や地域の特性などにより異なるものの、次のような機能構成が想定される。

図 地域コミュニティ拠点施設の機能構成イメージ



(4) 地域コミュニティ拠点施設の配置の考え方

地域コミュニティ拠点施設は、地域コミュニティの基本である小学校区のみとまりや道路・鉄道網、土地利用などの都市構造に配慮しつつ、市全体で3～5館程度配置することが適当と考える。

なお、各館の規模や機能などは、各館一律ではなく、広域レベル内における人口や地域特性などを考慮して決定すべきと考える。

3. 地域コミュニティ拠点施設の管理運営

地域コミュニティ拠点施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度の特性を活かし、市民による自主的・主体的な企画・運営を行うことができるよう、管理と運営を一体的に、または密接に連携させ、かつ独立性と柔軟性を確保することが求められる。

このため、管理運営主体は、本来、住民団体・NPOであることが望ましい。しかしながら、管理は専門性・技術力が必要であり、住民団体等では効率的な管理は難しいものと想定されることから、当初段階においては、専門的で経験豊富な民間企業や外郭団体などとジョイント体制で管理運営を行うことも視野に入れて検討する必要がある。

また、管理運営主体の選定に際しては、利用者及び地域住民の十分な意向把握を行う。また、中間段階でも随時、行政が関わり改善ができるようにしておくことが重要である。

以上を踏まえ、次のような管理方針及び運営方針を設定する。

(1) 管理方針

管理にあたっては、運営への配慮を最優先とし、次のような視点が求められる。

- ① 利用者（市民）ニーズへの積極的な対応
- ② 持続可能な管理（ライフサイクルコストの低減、防災・減災性能の向上など）
- ③ 管理状況のフォロー（モニタリング制度の導入、管理データの見える化、管理業務の簡易化・ルーチン化 など）

(2) 運営方針

行政とも対等の関係を保てるよう留意しつつ、人・団体間の自由な連携に基づく、市民の参画・協働を先導する施設運営をめざす。

- ① 地域住民の誰もが関われる参画・協働を軸とする運営
- ② 効率的かつ持続可能な運営（施設・設備の有料化、運営ノウハウの蓄積など）
- ③ 地域コミュニティ拠点施設ならではの地域に根ざした運営
- ④ 市内各施設との連携（市民活動の中核的な拠点の形成 など）
- ⑤ 透明性の高い運営（事業成果の検証、住民・利用者評価の実施・情報公開 など）

(3) 運営ルールの設定

実践的で柔軟な運営を行うことができるよう、次のような運営ルールを設定し、管理運営主体に配慮を義務づけることが望まれる。

<運営ルール（案）>

- (ア) 会議室、ホール等の利用は基本的に有料とするが、地域団体、NPO、ボランティアの利用に関しては優遇措置を講じるなど、新施設の機能や役割を踏まえた柔軟な料金体系とする。
- (イ) 新施設の利用は、コミュニティに悪影響を与えたり、館内の風紀を乱したりする可能性のある場合を除き、管理運営主体の個別の判断をまじえて幅広く認める方向で検討する。
- (ウ) 講演会、専門家を招く学習会、調理講習会などは、企画、広報、講師謝礼等に費用がかかるため、地域課題への対応などを目的とするものであれば、応分の参加費の徴収や、ロビーなどでの関連図書や成果物の販売も可能とする。
- (エ) 予約は数ヶ月前に公開で抽選とすることが望ましいが、公共性の高い利用、地域行事などについては優先予約できるものとする。
- (オ) 深夜や早朝の利用についても、利用者責任や利用ルールなどを明確にし、導入可能性を検討する。
- (カ) 地域内外の関連施設とネットワークを形成し、イベント開催内容や利用状況がわかるようにするとともに、利用手続きもできるようなシステムの導入を検討する。
- (キ) 周辺施設等との協力を含め、十分な駐車・駐輪スペースを確保し、歩行者空間の整備促進を図るなど、アクセシビリティの向上に配慮する。
- (ク) 独自の会報・ニュースなどを発行することにより、管理運営内容の周知に努めるとともに、管理運営主体への監査機能を強化し、透明性の増大を図る。

4. 整備の進め方

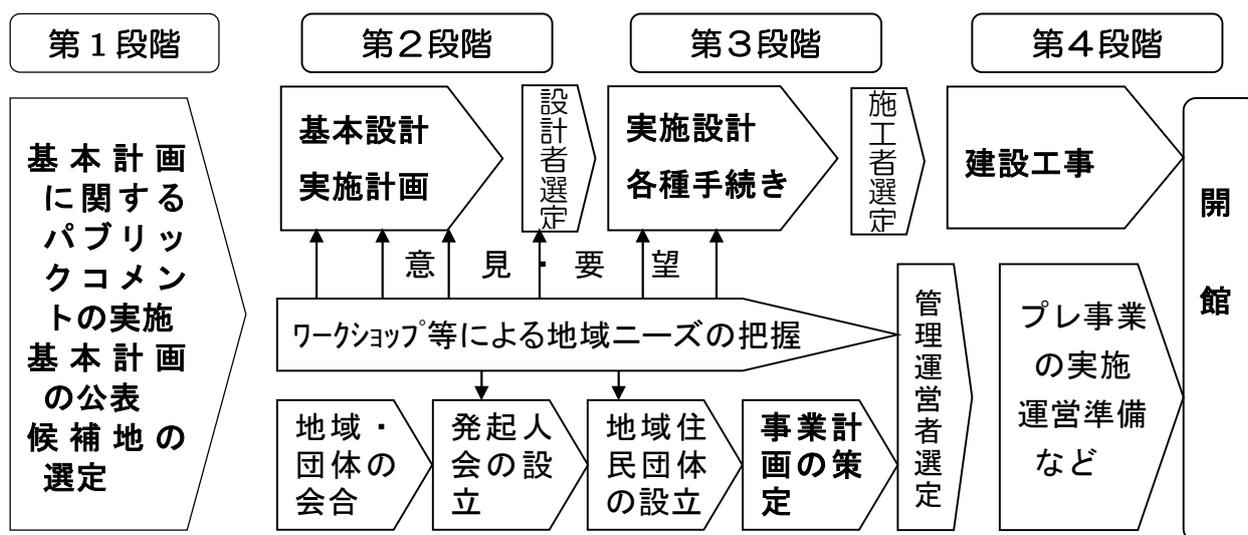
地域コミュニティ拠点施設の整備に際しての留意点を整理する。

(1) 施設整備の推進

全館の早急な整備が望ましいが、各館の整備にあたっては以下の諸点に留意しつつ、整備スケジュールを明確にする必要がある。

- ① 建設費の低減のため、用地費の発生しない既存公共用地の活用を努めること
- ② 施設整備においては、前述の「管理運営の方針」及び「運営ルール」に配慮するとともに、地域特性の反映や周辺環境の向上を導くように努めること
- ③ 施設整備に先行もしくは、同時並行的に地域住民の自主運営に向けた気運を高め、施設運営を担う「(仮称)運営協議会」などの形成に努めること

<参考 地域コミュニティ拠点施設開館までの流れの想定図>



(2) 既存公共施設の活用

地域コミュニティ拠点施設は、ライフサイクルコスト（整備・業務遂行・補修・交換・廃棄費用）の低減が見込める場合など、既存公共施設を増改築することで対応することも考えられる。

(3) (仮称) 運営協議会の設立

地域コミュニティ拠点施設は、協働のまちづくりを推進するうえで、地域に多様な住民組織ができ、多方面において住民主体のまちづくり活動が展開されることに寄与する施設であることが望まれる。

このため、地域住民や多様な住民組織による「(仮称)運営協議会」が形成

され、住民主体のまちづくりのステップボード（跳躍板）となることが期待される。

なお、（仮称）運営協議会は、当初は任意団体として、将来的には法人化をめざすことが考えられる。

（４）（仮称）地域館等によるネットワークの形成

身近な地域における施設整備の要望が強いことから、住民主体の運営が見込まれる地域については、既存公共施設等の活用により、地域コミュニティ拠点施設の一部機能を有する「（仮称）地域館」を設置することが考えられる。

この（仮称）地域館は、今後増加する可能性のある学校の余裕教室や市街地内の空きスペース（空き家・空き店舗など）を地域コミュニティの育成・強化に積極的に活用する手段ともなり得る。また、各地域の自治会などとの連携により集会所を活用することなども考えられる。

（仮称）地域館の充実を通じ、地域コミュニティ拠点施設を中心とした交流施設ネットワークの形成が進み、地域力の向上も期待できる。

5. 実現に向けた配慮事項

地域コミュニティ拠点施設の実現に向けての要望や配慮事項をまとめた。

(1) 施設づくりでの配慮～ハコづくりからソフト充実へ～

地域コミュニティ拠点施設づくりは、それ自体が地域コミュニティ育成・強化の第一歩と考えるべきである。重要なのは“施設（ハコ）づくり”ではなく、施設運営に関わる諸事業（ソフト）である。

このため、本施設の整備や運営においては、多くの市民が積極的にに関わり、地域で自主的な管理運営組織の形成に向けての取り組みを進めるとともに、地域課題の解決に向け、ソーシャル・ビジネス*を含むさまざまな活動の立ち上げなどを試行することが想定される。

そこで、地域コミュニティ拠点施設は、地域のさまざまな活動の立ち上げや広がりを促進し、継続できるよう支援することを基本として整備を進めていただきたい。また、市民についても、地域活動への関心が高まり、地域コミュニティ拠点施設の整備や運営に主体的に関わることで、地域課題の解決や地域力の向上に向け、さまざまな地域活動が活発に展開されることを期待する。

※ソーシャル・ビジネス：少子高齢化、環境問題などの社会的課題を持続可能な事業として自ら解決しようとする活動

(2) 地域人材等の活用～地域の人材や資源の発掘と活用～

施設管理は、一般住民には困難な部分はあるが、経験豊富なシニア層などさまざまな人材を活用することも考えられる。さらに、魅力的なソフト事業の開発などにより、女性や子育て世代などの新たな人材や資源を発掘・活用でき、地域力の強化や地域の魅力増大につながると期待できる。

また、周辺の大学などとも連携することで、最新の情報や知見を入手でき、学生などの若い人々の協力や集客にもつながるものと想定される。

このように、地域コミュニティ拠点施設の整備・運営を契機として、市民が地域課題に対する意識や関心を高め、地域課題の解決に向けての活動などへの参加・参画が進むなど、地域の潜在的な人材や資源が積極的に発掘・活用されることを期待したい。

(3) (仮称) 地域館等の充実～地域ネットワークづくり～

地域コミュニティが活性化し地域の魅力が増大することは、子育て世代や若年層などの定着・定住や転入を促進し、新たな住民の増加にもつながることが期待できる。

このためには、地域コミュニティ拠点施設の整備とともに、身近なコミュニティ活動の場となる（仮称）地域館を整備し、参加・参画の機会を充実してい

くことが必要である。そこで、既存公共施設の活用や地域での自主的な管理運営組織の形成などに向け、市民の地域や地域活動への関心、まちづくりへの参加・参画意欲の高揚などが望まれる。

また、行政については、(仮称)地域館の整備や運営への支援策の充実とともに、市内各地の集会所の活用などに関して自治会などへの積極的な働きかけを検討していただきたい。

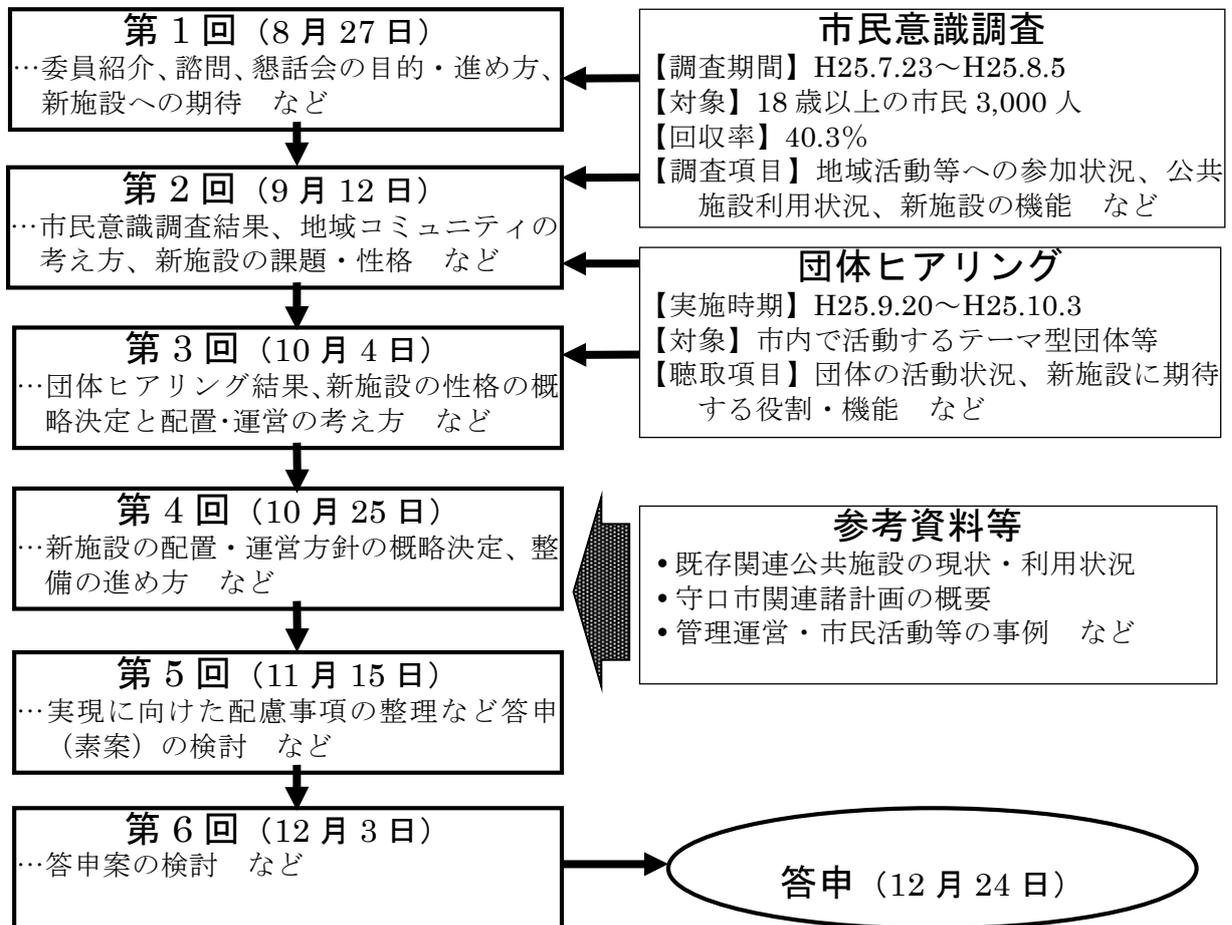
(4) 行政の役割～協働型まちづくりの推進～

地域コミュニティ拠点施設の管理運営において、行政の関わり方は極めて重要である。特に、協働型まちづくりを推進するためには、地域住民の自主性と行政の支援が相乗効果を発揮するよう配慮することが求められる。

このため、行政においては本答申の主旨への配慮とともに、地域コミュニティの形成・発展や協働型まちづくりへの支援策を充実していただきたい。

参 考

(1) 検討懇話会の実施状況



(2) 地域コミュニティ拠点施設検討懇話会 委員 (50音順)

- ・ 荒川 俊雄 公募市民
- ・ 今西 正史 特定非営利活動法人 教育支援・kids もりぐち 理事
- ・ 大麻 淑子 公募市民
- ・ 小川 勝 社会福祉法人 守口市社会福祉協議会 常務理事
- ・ 木村 真也 守口門真青年会議所 副理事長
- ・ 直田 春夫 (会長) 特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 理事長
- ・ 田中 優 (副会長) 大阪国際大学 現代社会学部法律政策学科 准教授
- ・ 辻 美子 公募市民
- ・ 藤岡 祐香 守口市PTA協議会 副会長
- ・ 森岡 英 守口市公民館地区運営委員会委員長会 会長